

一月
三月
三月

震災手形問題の厳正批判

一、震災手形問題の誤解と厳正公平の批判

目下開會中の第五十二回帝國議會に對し、政府の提出した震災手形損失補償公債法案及震災手形善後處理法案に就ては、貴衆兩院共(衆議院は既に通過したが)相當矢張りしい議論が行はれ、惹いて世間にも疑惑の眼を以て同法案を視るものが尠くない様であります。之れ一つには兩法案の趣旨とする處が、明瞭に且つ徹底的に理解されて居ない爲めに起つた事でもあり、又一つには現内閣を中傷すべく故意に其の趣旨を不明なりとして、財界に對する重大なる政府の政策を、殊更ら國民に誤解せしめ、以て政争の具に供せんとするものもある結果に外ならないのであります。仍て茲に政争問題を離れ、冷靜嚴正に、兩法案の趣旨を明確にし、此の法案が果して現下の財界に對し政府の所期せる目的を達成するに適當なりや否やを検討し、批判して見ようと思ひま

す。

二、震災に依る金融の梗塞と山本内閣の非常手段

問題の震災手形に關し、正常なる判断を下さんとせば、其前提として先づ如何にして、此の震災手形が発生したのであるか、夫れを一應明かにして置く必要がある。蓋し震災手形と一口に云ふけれども、内容が充分に理解されない爲めに、種々の誤解を生じ、誤解を基調として誤れる結論を築き上げることが、往々にして吾人の見聞する處であるからであります。抑も大正十二年九月の大震災に因つて、被害地方を始め、我國一般の經濟界に及ぼした影響は誠に深甚なるものがあつた。就中震災地方に於ける金融は、全然梗塞するに至つたから、政府は不取敢支拂猶豫(モラトリウム)に關する緊急勅令を發布して、一時應急の策を講じたのは世間周知の事實であります。而しながら此の勅令の有効期間が経過すると同時に、再び極端なる金融上の困難を來すことは明白であつた、従つて此等の梗塞せる金融を疎通し經濟界の困難を緩和する爲め

に、日本銀行をして臨機非常の手段として、常例に依らず手形の割引を爲さしめる必要があつたのであります。然も其の結果、我が中央銀行として經濟上最も重要な同行の地位を危殆に陥らしめる様な事があれば、如何に焦眉の急に迫られて居るとは云へ、却つて後日に大害を残す虞のあることを慮つた爲であります。當時の政府當局者も、此の點に深甚の考慮を拂はれ、日本銀行をして以上の臨機の處置を執らしめると同時に、之に因つて將來同行の受ける損失に對しては、一億圓の範圍内に於て政府から補償することとし、一面に金融界の大難局を救済すると共に、他面中央銀行の地位を確保する目的を以て、大正十二年九月二十七日に於て、大正十二年勅令第四百二十四號(所謂震災手形補償令)が發布せられたのである。即ち當時の内閣は震災直後に成立した第二次山本内閣(權兵衛伯)であり、時の藏相は前日本銀行總裁井上準之助氏であつたのであります。當時大藏大臣は官邸へ各銀行業者を集めて手形割引に充分努力すべきことを勧誘し、又日本銀行總裁は各支店に對して今回の措置は手形の疎通、

金融の圓滑を圖るべき目的であるから、割引に應ずべき旨を通達したのであります。

三、特別融通制度の設定と震手融通期限の再延期

更に右の勅令は緊急勅令であつたから、政府は次ぎの帝國議會に事後承諾を求められたのであります。當時井上藏相の説明に依れば、該勅令の規定に適合する震災手形は約二十一億圓、其の内約五億圓——実績の上から云へば四億三千萬圓であつたが——之れ丈の資金は日本銀行に融通を求めなければ、我國の金融は梗塞を來したは勿論である。従つて之れが金融の疎通は、有史以來の大震災火災と云ふ非常事變に際會せる我財界に取つて、實に非常且つ重大の問題であつたことは云ふまでもありません。幸ひにして右の勅令に依つて設けられた特別融通制度の爲めに、爾後の財界に重大なる變動を生じなかつたのは國家の爲め誠に慶賀に堪へない處であります。而して勅令に依る融通期限は大正十四年九月三十日であつたけれども、一方震災に因る損害の復舊が充分でない爲めに、其融通期限は大正十四年法律第三十五號及大正十五年法

四

律第三十三號に依つて再度、一年づゝ延長せられ、今日に於ては昭和二年九月三十日に其期限が満了することになつて居るのであります。

四、緊急勅令の重要點と善後處理の必要

次に勅令及法律に就いて、特に注意を要する點でありながら、世人が動もすれば之れを閑却して居る重要な點があるのであります。即ち該勅令及法律に依つて設けられた震災手形に對する特別融通の制度其のものは、單に震災後の金融界に於ける非常事變を一時無事經過せしめ様とする制度であつて、決して非常事變を無事經過した處の震災手形の後始末を如何にすべきかを定めたものではないのであります。換言すれば政府は日本銀行との間に契約を締結して、日本銀行に震災手形を割引せしめ、之れに依つて損失を蒙つた時に、一億圓の範圍内に於て補償すると云ふのみであつて、其補償を爲す場合に如何なる方法、即ち現金で補償するか、公債を發行交付して補償に當てるかと云ふことは、右勅令や法律に規定せられて居りませぬ。況んや補償された残

五

り○の○震○災○手○形○を○如○何○に○處○理○す○る○か○は○、○全○然○後○日○の○問○題○と○し○て○取○残○さ○れ○て○居○る○の○で○あ○つ○て○、○之○は○震○災○後○相○當○時○日○を○經○過○し○、○財○界○の○狀○態○が○之○れ○を○許○す○の○時○機○に○至○つ○て○、○始○め○て○其○の○解○決○を○付○け○な○け○れ○ば○な○ら○ぬ○の○で○あ○る○か○ら○、○勅○令○及○法○律○に○間○然○す○る○處○が○あ○る○次○第○で○は○な○い○が○、○此○の○問○題○が○残○つ○て○居○る○の○で○あ○り○、○又○何○人○が○政○局○に○當○る○も○、○相○當○の○時○機○に○之○を○解○決○す○る○の○適○に○當○ら○な○け○れ○ば○な○ら○ぬ○事○は○、○始○め○か○ら○解○り○切○つ○て○居○る○事○柄○で○あ○り○ま○す○。○然○る○に○此○の○點○を○了○解○し○な○い○爲○め○に○、○今○日○に○及○ん○で○現○内○閣○が○事○新○ら○し○く○、○又○何○か○爲○め○に○す○る○處○あ○つ○て○、○第○五○十○二○議○會○に○兩○法○案○を○提○出○し○た○様○に○非○難○の○聲○を○放○つ○も○の○、○あ○る○の○は○、○甚○し○く○事○實○の○眞○相○を○誤○解○す○る○も○の○で○な○け○れ○ば○、○態○と○政○争○の○爲○め○に○す○る○惡○宣○傳○を○爲○す○も○の○で○あ○つ○て○、○其○說○の○毛○頭○信○ず○る○に○足○ら○ぬ○こ○と○は○、○問○題○の○本○質○及○來○歴○に○徹○し○て○明○々○白○々○と○云○は○ね○ば○な○り○ま○せ○ぬ○。

五、震災手形の本質と反對黨の牽強附會

然らば震災手形とは、由來何を指すのであるか、此の點に就いても、可なり誤解が

ある様であるから、其の實質正體を説明して置くのは、強ち無用のことではないと信じます。世間往々震災手形とは震災に因つて支拂不能に陥つた手形を云ふものであると考へる人もありますが、勅令及法律に依れば、震災手形は震災地を支拂地とする手形、又は震災地に營業所を有する者の振出したる手形、又は之を支拂人とする手形を指すものであつて、外形的の標準に依つて震災手形と然らざるものとの區別が付けらるゝものであります。故に嚴格に震災を原因とし、支拂不能になつたものゝみが震災手形であると勝手に解釋する事は、勅令及法律に照し、明かに不當であつて、震災當時の事情に顧みるも、其の不當なることは明白であります。何となれば、震災後の混亂せる時代に、多數の手形に付いて、之が震災を原因として支拂不能となつて居るか如何かを正確に判斷して、一も誤り無きことを日本銀行に求め、同時に急を要する金融の圓滿を期することを要求するのは、不可能にあらずんば、至難を日本銀行に強ふるものであつて、其の妥當にあらざる事は絮説の必要がありません。唯だ政府

及日本銀行は、極力震災に因つて其金融の梗塞したりと認めらるゝ手形を分別して、之に「スタンプ」を押捺するに努めたと言明して居るが、之れは勅令及法律の運用上、宜しきを制せんとするの趣意に出たものであつて、吾人は機宜を得たる措置なりと信ずるものであります。

以上申述べました處に依り、震災手形の意義並に範圍が既に明瞭となりました。即ち大正十二年九月に於て規定せられて居る震災手形に就いて、政府が日本銀行との契約に基き、其損失に歸する金額を補償せんとすることを捕へ、現内閣が一二の政商の爲めに請託を容れて、新に法律を制定せんとするものであると云ふが如きは、牽強附會之れより甚しきはなしと斷言せざるを得ないのであります。

六、議會に於ける片岡藏相の法案説明演説

吾人は震災手形に對する上述の説明を補足する爲めに、尙兩法案の提出に當りまして、片岡藏相が帝國議會に於て爲されたる演説の速記を左に掲出いたします。

帝國議會に於ける片岡大藏大臣の震災手形損失補償公債法案

及震災手形善後處理法案提出演説

只今議題となりましたる震災手形損失補償公債法案及震災手形善後處理法案に付一括して御説明申します。

大正十二年關東地方大震災直後に於きまして、金融界は御承知の如く大梗塞に際會致しましたので、之に對する非常の施設として、大正十二年勅令第四百二十四號を以て、震災手形に對し特別の融通を爲すの制度を設け、日本銀行をして時局の急に應ぜしめ、幸に財界に動搖を來すことを防止し得たのであります。而して其際政府は日本銀行が之か爲に多大の損失を蒙り、我中央銀行としての地位を危殆ならしめるが如きことなからしむる爲に、震災手形の割引に因りまして、日本銀行が受くることあるべき損失に對し、一億圓を限り之が補償を爲すこととなり、同行と補償契約を締結したのであります。

三月
月
三月
月

然しながら我財界の震災に因りまして蒙りました損害の復舊は、寔に容易ならぬものがありますので、已むを得ず勅令所定の融通期限を大正十四年法律第三十五號及大正十五年法律第三十三號を以て再度延長し、期限を本年九月三十日迄と致し、従つて又日本銀行に對する補償の契約をも更新したのであります。

然るに最近一般財界の状態は、其整理漸く進捗し來りましたが故に、益々此整理の趨勢を助長促進せしめ、速に財界を常道に復歸せしむる必要は愈々切實を加へて參つたのであります。

而して此財界の常道復歸の爲には、政府は種々の方策を講じなければなりません。右の非常施設たる震災手形の特別融通制度を更に延期存続せしめましては、却て財界整理の進捗を妨げ、其堅實なる回復を期する所以でないと思ひまして、之を今後に於て繼續致さぬことに決定したのであります。

其結果日本銀行と締結しましたる補償契約に基きまして、日本銀行が震災手形の割

引に依り、受けたる損失を補償すべき時期に近く到達致すのであります。而して日本銀行の損失に歸する金額は、今日に於て之を明確に致すことは出来ないものであります。が、政府が日本銀行に對して支拂ふべき損失補償金は、國債を以て之を交付することが財政上妥當の措置であると考えますから、茲に補償の最大限度である一億圓を限りまして發行交付する爲、震災手形損失補償公債法案を提出致した次第であります。

又此の震災手形に對する特別融通の制度を繼續致さざることに決定致しまするに付ては、慎重に其善後方策を講ずる必要があるのであります。蓋し震災に因りまして、一般金融界及多數震災手形の債務者が蒙りました創痍は、頗る深刻であります。昭和元年十二月末の現在、即ち震災後三年四箇月を経過しました時に於きまして、日本銀行の割引致しました震災手形の決済せられずに残つて居る金高は、約二億七百萬圓の巨額を算すると云ふ狀況に在るのでありますから、機宜に適へる善後處理の方策を講ぜずして、單純に此の非常施設の廢止を敢行しましては、財界に重大なる影響を與

へることとなるのであります。

斯様の次第でありますから、其善後處置を講ずるが爲、茲に震災手形善後處理法案を提出致したのであります。

次に本案の要領を簡単に説明致します。

回収不能に陥りまして、日本銀行の損失に歸する震災手形に付きましては、前に説明致しました震災手形損失補償公債法に依りまして、政府が補償する爲國債を發行交付するのであります。但し、回収不能と決定せず、従つて日本銀行の損失に歸せなかつた震災手形に付きましては、之を日本銀行より割引を受けて居る銀行に對しまして、政府は震災手形の額と同金額以内に於て即ち震災手形損失補償と通じて、二億七百萬圓の範圍内に於て、十ヶ年以内に於て國債を發行交付して、貸付金を爲すのであります。銀行は震災手形の代りに此公債に依りまして、日本銀行より金融上の便宜を受け得るのであります。

又震災手形の債務者は、銀行との間に手形債務を更改する爲十箇年以内の年賦償還貸付契約を締結しまして、支拂能力を回復する機會を與へられることとなり、震災手形の整理を致すことが出来るのであります。

次に日本銀行は政府の補償契約あるが爲に、始めて割引くことが出来る様な違例の手形を割引くことがなくなりまして、今後は國債を擔保として手形の割引をすると云ふ常軌に復するのであります。

更に政府は未決済の震災手形中、本年九月三十日に於て回収不能に陥り、日本銀行の損失に歸するものであると認められるものは、前述の通り補償致しまして、其以外の比較的良ろしい手形に付きまして慎重に調査し、適當の條件を以て銀行に對し貸付けるのであります。今後十年間に於て其貸出金の回収は圓滿に行はれ、國庫に負擔を負はしむることはないと思ひます。又貸付の爲に國債を發行交付するのであります。國債利子の負擔は、貸付金利子の收入に依りまして、完全に補填することを得

三月
廿六日

る筈であります。

尙最後に一言致しますことは、此國債發行に依りまして一時の間ながらも、震災手形損失補償公債と通じ、二億七百萬圓の範圍内に於て公債發行額の増加を生ずるのでありますけれども、漸次貸付金の辨済があるに連れて、之を國債整理基金に繰入れまして、本法に依り發行したる公債の減額を圖ることを工夫致した次第であります。

震災手形に對して斯の如き善後處理の方策を講じますことは、現下財界の狀勢に鑑み、最も機宜に適へる措置でありまして、多年懸案となつて居ります所の所謂財界の痛と稱せらるゝ、震災手形の整理問題を解決する最良の方途であると信ずるのであります。

以上兩法案に付何卒慎重審議の上、御協賛あらむことを希望致します。」

要するに震災手形損失補償公債法案は、勅令及法律に基いて、政府が日本銀行と締結したる損失補償契約に依り、日本銀行に對して損失を補償する場合、現金の代りに

公債を發行交付すると云ふのであるから、之れは曩の勅令及法律の直接の結果たるに外ならない。故に本案に對して問題があるとすれば、現金交付と、國債公布と何れが宜しきやと云ふ點のみであります。然るに財政上現金交付が出来ないのであるから、國債の發行交付の方法を採ると云ふのであつて、少しも非難すべきことはないと思ひます。次に震災手形善後處理案に就て一言すれば、前述せる如く曩の勅令及法律が、後日に未解決の儘、残して來た難問題を解決するものであつて、現内閣が之れを遂行しなければ、何人かの内閣が解決をしなければならぬ問題であり、又唯だ單に難問題であるからと云ふ理由を以て、漫然延期するが如きことは、苟くも國家の重責に任ずる誠意ある内閣として、到底爲し能はざる處であるから、現内閣は奮然厥起して我財界の癰腫を切開手術し、以て我經濟界の健康を恢復せしめんとしたのであり、賞讃にこそ値すれ、聊かたりとも非難攻撃すべき筋合はないのであります。従つて經濟上の難局に直面し、徒らに延期放置の策に出づるが如きことは、一意國家の産業經濟を顧

三月
三月
三月

念する立憲政治家の採るべき態度ではないことを、確信して疑ひませぬ。
一六

七、反対せんが爲めの反対、國家には何等の損失なし

世上には反対せんが爲めに反対するものがあり、殊更ら現内閣及憲政會を傷けんとする目的の下に、之れを批評する向きも尠くないのは政治道徳上大いに遺憾とする處であります。即ち此等の議論中、其主要なる四五の妄論惑説を是正して、参考に供したいと思ひます。

【其の一】

「震災手形善後處理法に依つて、國家は大變に損をする、即ち國庫の負擔を増加するものなり」と吹聴するものがあります。此の議論は全然法案の實質、内容を詳知しない妄論でなければ、世人が其の内容を知らないのに乘じて故意に現内閣を中傷せんが爲めに、事實を誣ふるものと云はねばなりません。何となれば此の法案に依つて國家は決して一厘半錢の損をするものではないからであります。此の事柄はよく國民の頭

に銘記して貰ひたい。今手形善後處理法の實施後に於ける運用方法を説明するならば自然に諒解する事と存じます。此の法律が實施になれば、震手の振出人と割引銀行とは震災手形を罷めて、年賦償還の貸借契約を爲すので、銀行は此の契約を土臺として、日本銀行へ公債を借りに行くのである。日本銀行が公債を貸す時には、銀行と年賦契約をしたもの——即ち震災手形の振出人——に貸すにあらざれば銀行に貸すのであります。而して日本銀行が其回收を如何するかと云ふに、火災保険に政府が貸したのと同様に、嚴重に監督して、萬一銀行の毎期決算に當つて償還金の準備が無い場合には、銀行の配當を押へるのである。斯くの如くするのであるから回收の不能に陥る心配は無いのであります。のみならず公債の利子は年賦償還の契約に基く利息を充てるから、政府は別に利子支拂の金を用意する必要がありません。元金は勿論年賦償還の金を以て此に充當するので、同様元金の準備金を要することも入らない。斯くして十年間に元利共に國家が損をせず震災手形が解決するので、金融の梗塞に因る經濟界の

三月
三月
三月
三月

懸影響も、資金の杜絶に因る産業上の障害からも免かれ得るのであります。

【其の二】

「震災手形の現在額は二億七百萬圓なりと政府當局が説明して居るから、之れが五億圓たりし時代と比較して、餘りに少額なるが故、善後處理の方策を講ずるの要なし」と主張するものがあります。而しながら此の議論は財界の真相に徹しない考へである。蓋し現在震災手形を所持して居る銀行数は、約五十一行であるが、此等震災の創痕未だ癒えざる銀行に對し、一億圓以上の金融杜絶が、如何に重大なる影響を齎らすべしか、又延いて全國經濟界に如何なる結果を波及せしむるかを洞見せざる皮相の觀察であります。換言すれば震災手形を所持せるものは、單純なる個人ではなくして、産業に最も關係深き、又貸借關係の廣汎複雑なる金融機關たる銀行であるから、一億數百萬圓の金融梗塞は、懸て十數億の金融杜絶を惹起せしめ、又數十萬人の預金者に對して非常なる衝動を與へ、次で此等銀行に融通を仰ぐ諸産業が、或は之れが爲めに中

絶し、又は廢止の運命に逢着しなければならぬと云ふ重大なる懸念を生ずるのである。殊に震災地方の復舊復興は、獨り此等震災地方の問題に非ずして、其の影響は全國の金融産業の興廢に至大の關係を有する全國的大問題であります。若し政府に於て此の方策を執らなければ復舊復興は愚か、其の實現の希望をも破壊し、苦心慘憺たる震災後の經營に依つて、漸く恢復したるものを、無慘にも一舉に破壊し去る様な結果を招來する次第であつて、斯かることは國家の政策としても、國民の感情としても斷じて忍び得ない處と云はねばなりません。

【其の三】

「震災の打撃未だ癒えざる今日、早急に震災手形の整理を行ふの要なし。一兩年之れを延期し、國民に慎重考慮の餘地を與ふべし」と論ずる者もあります。然も之れは今後一兩年を経過せば、震災の打撃が癒えることを豫想するものでありませうか、決濟するに最も困難なる手形のみが今日に於て殘存せるに不拘、之が一兩年の間に決濟せ

らるべしと樂觀する理由は何處にありませう。政府當局の調査に依れば、震災後時日の経過するに連れて決済せらるゝ金額は漸次減少し（昨十五年下半期間に回收されたるもの僅かに百二十萬圓に過ぎない）最近に至つて次第に決済額が少額となつたのを見ても、決済の容易なるものより決済せられ、最も困難なる手形が残存するに至つた證左であるてはありませんか。故に一兩年の延期に依つて、容易に且つ簡単に、震災手形の整理を爲し得んと夢想する事は、到底出来ぬ所であります。のみならず今日財界の狀勢は整理を促進するの緊要が愈々加はつて來、又之れが安定を期する上に於て震災手形の整理を爲すの緊要なることは、財界の形勢自身の要求する所であります。若し現狀通り震災手形の儘融通することゝすれば、手形の期限毎に其の書換毎に、手形債務者は不安を感じ、將來の計畫を樹て、安んじて産業に従事することが出来ないのみならず、日本銀行は財界の強固なる基礎であるべきに不拘、政府補償の契約あるに依つて、初めて融通する様な手形の割引を爲すことゝなり、又震災手形所持銀行は

一億圓近い損失たること明瞭である手形を持ちながら、之を恰も立派なる手形の如く取扱ひ、未整理不安定なる状態の儘、將來生ずることあるべき財界の波瀾に臨まなければならぬのであります。斯くの如き状況を以て、果して財界整理の大業を遂行し、國民經濟の發展を企圖し得る事が出来ませうか。已に再度に亘りて延期に延期を重ね來つた今日、將來に於ける對策を講ぜず、漫然彌縫を續ける事の不可なるは、識者を俟たずして明であります。

【其の四】

「本法案は資本階級の保護に偏して、中産階級以下に恩恵を及ぼすこと薄きは如何」と云ふ非難であります、本來本法案は震災地方は勿論、全國經濟界一般に及ぶべき重大なる悪影響を阻止すると同時に、財界の整理を促進し、將來に於ける財界の安定に資せんとするものであるから、實に國民全般の問題であり、階級觀念を以て之を批判することは肯綮に當らざるものと思ひます。又本案自身のみ依て、資本案階級及中

月 月
六 五

産階級以下に對する恩恵を云爲することは不當である。蓋し現内閣は税制の改正等に依り、中産者階級以下に厚からしむる方法を探つたことは、顯著なる実績である。又中産者以下に對する金融關係に就ても、現に公益質屋法案の提案せられて居ることは、最も新らしき事實であります。更に震災關係の金融に就ても、預金部資金約五千九百萬圓を日本勸業銀行、農工銀行及日本興業銀行等より融通せられたのであるが故に、本法案のみに就いて階級間の均等公平の程度を秤量することは妥當でないと言はねばなりません。

【其の五】

「此の兩法案に依り政府が二億數百萬圓の公債を發行せんとするは政府の從來執り來つた公債政策と矛盾するものなり」との批評をも聞くのであります。一億圓以内の損失補償は既定の事實であり、法律に基く政府日本銀行間の契約の直接の結果である。若し財政計畫上現金交付の途が無く、又不適當であるならば、已むを得ず公債の發行

を爲さなければならぬ次第であつて、政府の自由意志に依り如何様とも左右し得る政策問題ではないのであります。更らに善後處理に就ても、善後處理を實行することの緊要を認むるならば、之れが財源として貸付資金を國債の發行交付に求むるより他に途なき次第であります。所謂公債政策を墨守するが爲め、何等の善後處置をも講じないと言ふことは、事の輕重緩急を誤るものである。吾人は政府が自由意志を以て爲し得べき範圍に於て、不必要又は緊急を要せざる事項に付き、從來執り來つた公債政策を捨てたる場合には、鼓を鳴らして責むべきでありませうが、本件に對して右の非難を加ふることは事態を混同するものであります。

【其の六】

「現存の震災手形は正直に全財産を投げ出して既に決済を終つたものを除いた残額であるから、残存手形に對して救済を講ずることは、既に決済したるものとの間に權衡を失ひ、徒らに横着者を庇護する結果に陥り、國民思想の廢頹を誘致するものなり」

三月
三月
三月

との非難を加へた者もあります。然るに前述の通り震災手形は、勅令及法律所定の外形的標準に依て識別せられ、大體皆震災の爲め金融の梗塞を蒙つたものであるが、金融の梗塞と支拂能力の恢復とは、各手形に付いて緩急一様でない、現在迄に支拂能力を恢復して、其手形を決済し得たものに對しては、之を損失に歸したりと認めて補償することは出来ないと同時に、其金融梗塞の状態未だ解けずと云ふことも出来ないのであります。勿論決済せられたる手形に付ては、其裏面に相當の苦痛があつたことは推察するに難からぬ所であるが、損失補償令に依つて損失と認める場合は、會社にあつては積立金取崩、減資及減配を爲すことを條件とする等、苦痛を受くること甚だしいものがあるから、全然苦痛なく、又何等の負擔なく、横着者が利得を受けると云ふ懸念は生じないと思ふ。更に善後處理法に依り國債の貸付を受けるものについて云へば、今迄に決済せられた手形は、震災手形中最良のものに屬して居るのであつて、支拂能力特に不十分なるもののみが、現在未決済の状態にあるものと云ふべき

であります。蓋し震災手形を割引いた銀行が、支拂不十分なるものに對して手形の決済を求めない譯はなく、銀行としても其營業上極力決済し得るものには決済せしめて、最も決済に困難なるもののみが今日に残存せる次第であるから、其困難の程度に依り十年以内の範圍内に於て相當の延期を爲さしめ、年賦償還を爲さしめることは震災手形の決済を爲さしむる最良の方途であつて、決済者非決済者の間に不公平なりと云ふ非難は全然當らない。況んや國民思想の惡化を叫ぶが如きは論外と申すべきであります。

【其の七】

「震災手形の分布關係を政府に於て明瞭に提示せざるは、何等かの爲にする意志あるに非ずや」との疑惑を懷き、震災手形所持銀行名、其所持金額並に手形債務者の姓名、金額を公開するに非ざれば、風呂敷包の儘にて法案を通過せしめんと企てるものであつて、國民を欺罔するものであると極論する者があります。現内閣が本法案に依り達

三月
三月
三月

成せんとする目的は、前述した所に依りて明かであるが如く、財界の波瀾防止、経済界の常道復歸、國民經濟の安定に對する準備方策であることは、毫も疑ひの餘地がないのであります。若し茲に論者の要求する如き項目を明示すれば、財界の微細なる神経に觸れ、却つて波瀾を激成し、折角本案により達成せんとする目的は、根柢より顛覆せらるゝ懸念が生ずるのであります、之は苟くも財界の事情に注意を拂へる人の等しく認める所であつて、今日に於て残存する手形が損失に歸するものに非ざれば、震災後數年を経過するも尙決済を爲すに困難なる手形であることを想へば、政府當局の苦心は大に諒としなければなりません。殊に震災手形の所在は、信用を基礎とする銀行に存して居るのであるから、某々銀行か震災手形を幾何持つて居るかを開示し、又は其手形債務者が某々なりと言明するが如きは、却つて政府當局の爲すべき所ではないと信じます。

【其の八】

之に關聯して「手形の分布關係を明瞭ならしめざる結果、不公平不當の處置を政府に於て專行するの虞れあり」との批評をも聞くのであります、政府當局は勅令を以て政府、日本銀行及知識經驗ある民間有力者等より成る委員會を組織して、其處理を實行するとの言明を爲したのであるから、事の處理手續と致して實に満足すべきものであると謂はねばなりません。以上の批判により、本法案の趣旨及方法に對する諸種の非難が、或は失當であり、或は反對せん爲にする反對なることが判然したること、存じます。

八、現内閣の懸案解決と其立憲的態度

惟ふに今日に於て、震災手形の損失補償を爲し、其善後處理の施設を講ずることは、震災手形特別融通の制度を採りし當初よりの懸案であり、其解決を後日に残して居つた至難なる問題を、決定的に解決せんとするものであつて、徒らに事を好み、爲にする所あらんとする方策でない事は自明の理であります。換言すれば大正十二年の大震

三月 月
三月 月
三月 月
三月 月

火災なくんば止む、既に生じたる彼の大惨害の總決算が、延期を重ねて今日に至り、茲に初めて財界金融界に於ける彼の大震火災の決算を爲さんとするものであることを銘記しなければならぬ。而して吾人は徒に消極的批評、破壊的論評、甚しきは政争の具に供せんとする悪宣傳に耳を藉することなく、又漫然何等の對策をも講ぜず、放置延期の無責任なる態度を捨て、茲に建設的なる批判を爲すと共に責任を重んずる現内閣の政策に對し、滿腔の賛意を表する次第であります。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）